

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「R 7 三土 小川谷川 東・昼間 樹木伐採業務」に適用するものとする。

(交通管理等)

第2条 受注者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

なお、業務の施行に際し、交通規制が必要な場合は、関係機関と協議し所定の手続きを行うものとする。

(施工管理等)

第3条 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内(7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面(様式第1号)をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 施工管理

- ①業務写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。また、積込運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。
- ②作業完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- ③運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
- ④業務完了時には、出来形管理図及び数量表を提出し、監督員の検査立会を受けること。

(竹・草木類の搬出等)

第4条 竹・草木類の搬出先については、次の場所(廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可)への搬出を見込んでいる。

受け入れ場所

伐木：久保衛生(L=4.4kmを見込んでいる)

徳島県三好郡東みよし町加茂6001-1

2 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

3 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

(発生材(ゴミ等)の搬出等)

第5条 受注者は、建設副産物が搬出される場合にあっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

2 発生材(ゴミ等)の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。